



# パリ協定下におけるインベントリ提出について

令和5年度温室効果ガス排出量算定方法検討会

令和6年1月22日（月）

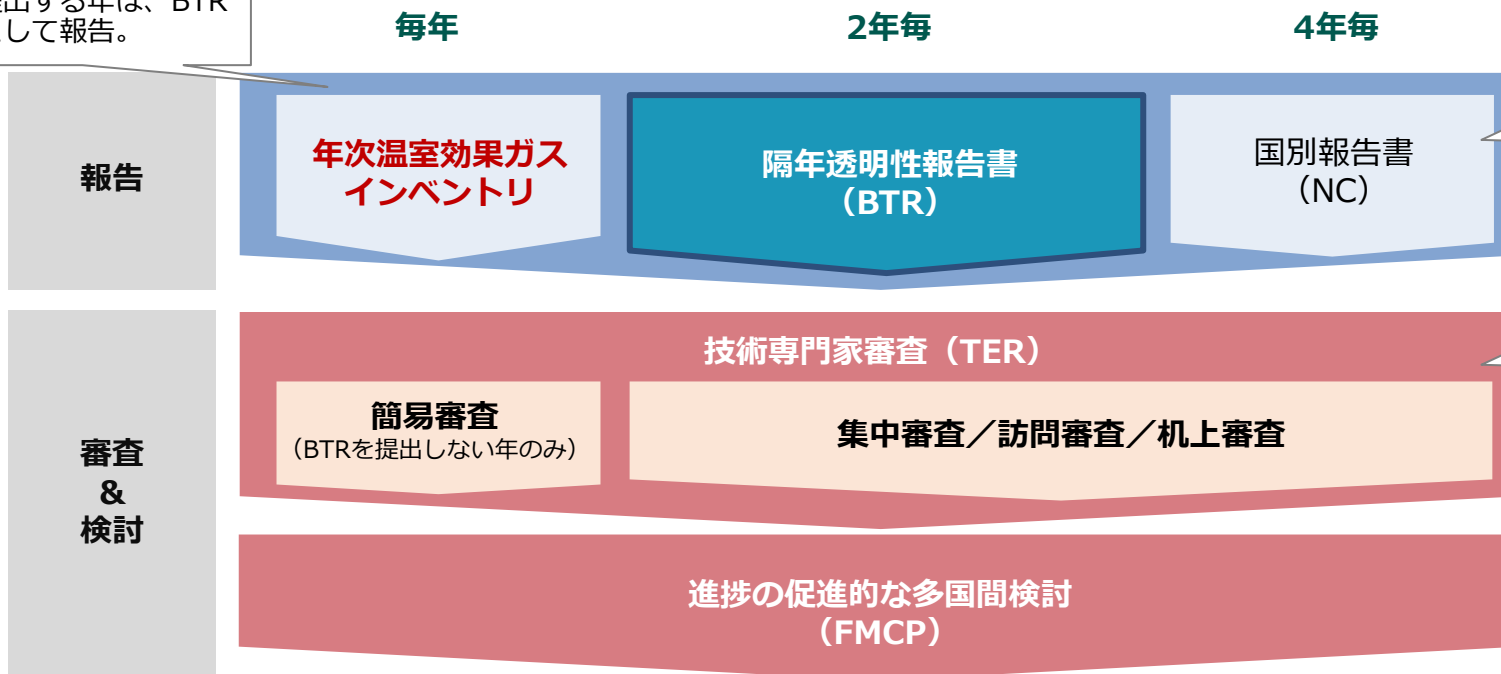


# パリ協定下の透明性制度について

- パリ協定第13条において、長期気温目標に向けた行動や途上国への支援等に関する情報の理解・明確化を目的として、「**強化された透明性枠組み（ETF）**」が設立。
- ETFの下で、全てのパリ協定締約国は、**2年おきに隔年透明性報告書（BTR）**を提出し、温室効果ガス排出・吸収量の状況や、NDCの達成に向けた進捗、資金・技術・能力開発支援の提供・受領等の情報を報告。**初回のBTRの提出期限は2024年末**。
- 提出されたBTRは、国際的な専門家による**技術専門家審査（TER）**及び各国間の質疑応答を含む**進捗の促進的な多国間検討（FMCP）**を通じて、国際的に評価。
- なお、先進国に対する**毎年4月15日の年次インベントリ提出義務は、気候変動枠組条約下の義務として継続**。

## 2024年以降の気候変動枠組条約及びパリ協定下の報告・審査制度

✓ BTRを提出する年は、BTRの一部として報告。



✓ BTRに含まれていない、「研究・組織的観測」や「教育、訓練及び意識啓発」等に関する情報をBTRに加えて報告。

✓ 現行の年次インベントリ・隔年報告書 (BR) の基本的な審査プロセスを踏襲。

# 2024年提出インベントリの従来からの変更点について

- 2024年に提出するインベントリから、**パリ協定第13条における透明性制度の下で報告**することとなる（気候変動枠組条約下で提出するインベントリも兼ねる）。
- 2024年以降に提出するインベントリでは、以下の変更がある。
  - ✓ 現行のインベントリ報告ガイドライン（Decision 24/CP.19, Annex）ではなく、パリ協定下の透明性枠組みにおける**モダリティ・手順・ガイドライン（Decision 18/CMA.1, Annex）（Modalities, Procedures and Guidelines: MPGs）を適用**。
  - ✓ 温室効果ガス排出・吸収量の報告形式が、現行の「共通報告様式（Common Reporting Format: CRF）」から、「**共通報告表（Common Reporting Tables: CRT）に変更**（Decision 5/CMA.3, Annex I）。それに伴い、報告すべき排出区分等も変更（参考資料5参照）。
  - ✓ 温室効果ガス排出・吸収量の算定方法や使用パラメータ等を記載する報告書名が、National Inventory Report (NIR)から**National Inventory Document (NID)**に変更。
  - ✓ 温室効果ガス総排出量の算定に使用する100年地球温暖化係数（GWP）が、IPCC第4次評価報告書（AR4）の値から**IPCC第5次評価報告書（AR5）の値に変更**（CH<sub>4</sub>: 25→28、N<sub>2</sub>O: 298 → 265等）。
  - ✓ 新たな審査フォーマットとして、**簡易審査が追加**され、BTRを提出しない年においては、現行の審査形式（集中、訪問、机上）ではなく、事務局による簡易審査が実施（BTR提出年には現行形式での審査を実施）。